CORINS及びTECRISへの登録義務付けに関する取扱基準

平成20年 3 月27日決裁 平成24年 8 月 1 日改正 令和 3 年 5 月20日改正

1 目的

この基準は、市が発注する建設工事請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託契約に係る競争入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、配置予定技術者の専任等を的確に確認し、不良不適格者の排除を図るとともに、適正な施工体制の確保を図るため、建設工事の請負者及び業務委託の受託者に対して、一般財団法人日本建設情報総合センターのCORINS(工事実績情報システム)及びTECRIS(測量調査設計業務実績情報システム)への登録を義務付けることを目的とする。

2 CORINS (工事実績情報システム) 登録の義務付け

建設工事の請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、CORINS (工事実績情報システム)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員及び企画部財政課契約検査担当の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後10日以内(いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日~1月3日を除く)に、訂正時は速やかに一般財団法人日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。

また、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員及び企画部財政課契約検査担当に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる ものとする。

3 TECRIS(測量調査設計業務実績情報システム)登録の義務付け

建設事業に係る調査設計業務・地質調査業務・補償コンサルタント業務・測量業務及び発注者支援業務等(建築設計は除く)の業務委託の受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務委託について、TECRIS(測量調査設計業務実績情報システム)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員及び企画部財政課契約検査担当の確認を受けた上、受注時

は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完了時は業務完了後10日以内(いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日~1月3日を除く)に、訂正時は速やかに一般財団法人日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。また、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員及び企画部財政課契約検査担当に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる ものとする。

なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

附則

この基準は平成20年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成24年8月1日から施行する。

附則

この基準は令和3年5月20日から施行する。